

学校法人熊本城北学園 一般事業主行動計画

本学園の職員がその能力を発揮し、業務と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年(2025年)4月1日～令和12年(2030年)3月31日

2. 内 容

(1)ワークライフバランスの充実

目標1 労働者1人当たりの各月ごとの所定外労働時間を5時間未満とする。

<対策> 令和7年(2025年)4月～

- ①所属長は、適切な勤務時間管理を行うとともに、各部署における業務効率化を積極的に進め、所定外労働時間の削減に努める。
- ②各部署で週1回の「ノー残業デー」を実施する。
- ③各部署における所定外労働時間の分析等を行い、適正な人員を配置する。

目標2 年次有給休暇の全体取得率を年間付与日数の70%到達を目指す。

<対策> 令和7年(2025年)4月～

- ①有期契約労働者を含む職員全員の年次有給休暇の取得を促進する。
- ②学生の休業期間において連続2日以上 of 年次有給休暇の取得を推奨する。

(2)育児に関する制度の周知

目標1 男性職員の出生時育児休業及び育児休業取得率を50%以上とする。

<対策> 令和7年(2025年)4月～

- ①出生時育児休業及び育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除、子の看護等休業など、制度の情報提供を行う。
- ②諸制度に関する認知度や理解度を深め、スムーズな取得ができるよう環境整備に努める。